

[委員会からのお知らせ](#)

[第203回食品安全委員会議事概要](#)

平成19年8月23日(木) 14:00~15:00

議事概要:

(1) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○農薬4品目

1) プロスルホカルブ

2) アルジカルブ

3) アルドキシカルブ

4) ププロフェジン

○農薬/動物用医薬品1品目

5) イソプロチオラン

○遺伝子組換え食品等4品目

6) チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシBt11系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604系統を掛け合わせた品種

7) コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシGA21系統を掛け合わせた品種

8) チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシBt11系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシGA21系統を掛け合わせた品種

9) 除草剤グリホサート及びアセト乳酸合成酵素阻害剤耐性ダイズDP-356043-5

○遺伝子組換え食品等2品目〔評価要請の取下げ〕

10) SP990(リパーゼ)

11) SP572(ペクチナーゼ)

・1)~11)について厚生労働省から説明。9)については厚生労働省及び農林水産省から説明。

・1)~4)は農薬専門調査会において、6)~9)は遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することとなった。

・5)については、農薬での使用が主たる用途であることから、先に農薬専門調査会で審議を行い、その後に動物用医薬品専門調査会で審議することとなった。

・10、11)は評価要請が取下げられることとなった。

<参考>

1) 除草剤で、大麦、小麦等への新規農薬登録申請がされています。

2)、3) 殺虫剤です。

4) 殺虫剤(ダニ駆除剤)で、稲、みかん等に使用し、魚介類への残留基準値の設定が申請されています。

5) 農薬としては殺菌剤・成長調整剤で、稲、りんご等に使用し、魚介類への残留基準値の設定が申請されています。また、動物用医薬品としては、強肝剤(肝臓の酵素の働きを補助するもの)として牛の肝疾患の改善等に用いられます。

2)~5)はいずれもポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値が設定されています。

6) 既に承認されているチョウ目害虫に対し抵抗性を持ち、除草剤であるグルホシネートに対し耐性を持つトウモロコシBt11系統とコウチュウ目害虫に対し抵抗性を持つトウモロコシMIR604系統を掛け合わせたトウモロコシです。

7) 既に承認されているコウチュウ目害虫に対し抵抗性を持つトウモロコシMIR604系統と除草剤であるグリホサートに対し耐性を持つトウモロコシGA21系統を掛け合わせたトウモロコシです。

8) 既に承認されているチョウ目害虫に対し抵抗性を持ち、除草剤であるグルホシネートに対し耐性を持つトウモロコシBt11系統とコウチュウ目害虫に対し抵抗性を持つトウモロコシMIR604系統と除草剤であるグリホサートに対し耐性を持つトウモロコシGA21系統を掛け合わせたトウモロコシです。

9) 除草剤であるグリホサート及びアセト乳酸合成酵素阻害剤に対し耐性を持つ大豆です。

10) 製パンと油脂の加工のために、脂質のエステル結合を加水分解する酵素です。

11) 野菜組織や果皮の加工のために、不溶性ペクチン等を分解する酵素です。

(2) 農薬専門調査会における審議状況について

1) 「ペクチオピラド」に関する意見・情報の募集について

・取りまとめられた評価書(案)について意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

<参考>

1) 殺菌剤で、キャベツ、レタス等への新規農薬登録申請がされています。

(3) プリオン専門調査会における審議状況について

・「豚由来たん白質等の飼料利用」に関する意見・情報の募集について

・事務局から説明。

・取りまとめられた評価書(案)について意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

(4) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議状況について

1) 「除草剤グリホサート耐性ダイズMON89788系統(食品)」に関する意見・情報の募集について

- ・事務局から説明。
- ・取りまとめられた評価書(案)について意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

<参考>

1) 除草剤であるグリホサートに対し耐性を持つ大豆です。

(5) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

1) 添加物「L-アスコルビン酸カルシウム」に係る食品健康影響評価について

・事務局から説明。

・「添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、一日摂取許容量(ADI)を特定する必要はない。」との審議結果を決定し、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

2) 農薬「シメコナゾール」に係る食品健康影響評価について

・事務局から説明。

・「一日摂取許容量(ADI)を0.0085mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果を決定し、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

3) 農薬「フルリドン」に係る食品健康影響評価について

・事務局から説明。

・「一日摂取許容量(ADI)を0.076mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果を決定し、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

<参考>

1) 食品の酸化防止、ビタミンC(L-アスコルビン酸)及びカルシウムの栄養強化等の機能を有し、欧米諸国等で広く使用されています。

2) 殺菌剤で、りんご、なし等に使用します。

3) 除草剤で、日本国内での農薬登録はありません。

2)、3)はいずれもポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値が設定されています。

(6) 食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入に係る平成19年度評価依頼予定物質について

・2物質を追加し合計213物質となることを厚生労働省から報告。

(7) その他

〒100-8989 東京都千代田区永田町2-13-10 ブルデンシャルタワー6階 TEL 03-5251-9229 FAX 03-3591-2237

Copyright © 2006 Food Safety Commission. All Right Reserved.

 プライバシーポリシー